

重要事項説明書

あなたに対する訪問看護および介護予防訪問看護（以下、訪問看護という。）の提供開始にあたり、事業者があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1.事業者概要

事業者名称	医療法人社団浅ノ川
所在地	〒920-8621 石川県金沢市小坂町中 83 番地
代表者名	理事長 小市 勝之
電話番号	電話 076-252-2101 FAX 076-252-2102

2.事業所概要

事業所名称	あさのがわ訪問リハビリ・訪問看護ステーション
指定番号	1760191013
所在地	〒920-8621 石川県金沢市小坂町中 83 番地
電話番号	電話 076-252-3415 FAX 076-252-3415

3.事業の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要を認めた利用者に対して適切な訪問看護を提供することを目的とします。

運営の方針

- (1) あさのがわ訪問リハビリ・訪問看護ステーション（以下事業所という）の看護師その他の従業者は、利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減、悪化防止または要支援状態の維持回復に資するように、療養上の目標を設定して支援します。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、関係市町村、地域の保健・医療福祉・薬局機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとします。
- (3) 事業者は、必要なときに必要な訪問看護の提供が行えるように、事業実施体制の整備に努めます。

訪問看護の内容

事業所は、利用者の希望を聞き、主治医の指示書及び介護支援専門員の作成した居宅サービス計画書に沿って訪問看護計画書を作成します。

*理学療法士等による訪問看護は、看護業務の一環として行われるリハビリテーションを中心としたものであるため、より専門性の高い有資格者のリハビリテーション職員（理学療法士・作業療法士・言語聴覚士）が看護師の代わりにサービスを行うものです。

4.事業所の職員体制

	管理者 (看護師)	看護師	理学療法士 作業療法士 言語療法士	事務員
常勤	1人	2人以上	適当数	1人
非常勤				

5.営業日と営業時間

営業日	月曜日～土曜日 (祝日、国民の休日、浅ノ川総合病院創立記念日の6月1日、8月15日・16日、12月30日～1月3日を除きます)。ただし、予定訪問日が祝日、国民の休日、6月1日の場合は、利用について相談を致します。
-----	---

営業時間	8時30分～17時・土曜日は8時30分～12時30分
------	----------------------------

*緊急時訪問看護加算契約者に対して、24時間体制にて電話でのご相談及び緊急時訪問をします。

6.営業地域

実施地域	金沢市・津幡町・内灘町・かほく市
------	------------------

7.利用料

- (1) 利用料については、診療報酬・介護報酬の告示上の額とします。
- (2) 利用料については、(介護予防)訪問看護の実施前に、予め利用者又はその家族にサービス内容及び費用について文書で説明し同意を得ます。
- (3) キャンセル料は医療保険・介護保険共1,000円/回(非課税)の有料とします。ただし、サービス利用前日もしくはサービス利用当日9時までに連絡があった場合と利用者の容態の急変などやむを得ない場合キャンセル料は徴収しません。
- (4) 公費負担医療制度を利用の方は証書等を提示します。
- (5) 交通費は介護保険の利用者は無料。医療保険の利用者は、10円/km(税別)で距離は当事業所から利用者宅までの往復距離となります。往復4km未満の方はいただきません。

8.緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり事故、体調の急変等が生じた場合は、運営規定に基づきご家族、主治医、救急機関、居宅介護支援事業所等に連絡をします。

9.秘密の保持

事業所の従業者は、当該事業を行う上で知りえたご利用者およびその家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10.高齢者虐待防止

事業者は、利用者様等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- (2) 居宅サービス計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。虐待を受けている恐れがある場合にはただちに防止策を講じ、市町村へ報告します。
- (4) 利用者の尊厳を守り、虐待は決して行いません。身体拘束も緊急やむを得ない場合を除き、原則行いません。やむを得ず実施する場合は、次の3つの要件に当てはまる場合とし、実施後はすみやかに解除できるように努めると共に適切に記録します。

①切迫性：利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

②非代替性：身体拘束その他の行動制限に他に代わる対応方法がない

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである

11. 災害及び感染症の発生時の対応等（業務継続計画の策定等）

事業者は非常災害や感染症発生時において利用者に対して訪問看護の提供を継続に実施するため必要な措置を講じるものとする。

- (1) 定期的に業務継続計画の見直し、変更する。
- (2) 研修及び訓練を定期的実施し、従業者に周知徹底を図る。
- (3) 従業者は平時から感染症の予防及びまん延防止対策に努める。

12. 事業所の従業者の禁止行為

- (1) 利用者及び家族等からの金銭又は物品の授受
- (2) 利用者の家族等に対するサービスの提供
- (3) 飲酒及び喫煙
- (4) 利用者及び家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- (5) その他利用者及び家族等に行う迷惑行為

13.利用者及び家族等の禁止行為

- (1) 事業所の従業者に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。
- (2) ハラスメント等の行為。
- (3) サービス利用中に看護師等を含む利用者本人以外の写真や動画の撮影、また録音などインターネットなどに掲載すること。

* 利用者及び家族等が酒酔い状態の場合は、サービス提供を行いません。

14. 苦情申し立て窓口

あさのがわ訪問リハビリ・ 訪問看護ステーション 管理者 金岡 恵子	電 話：076-252-3415 FAX：076-203-8055 受付時間：8時30分～17時00分(月～金) ：8時30分～12時30分(土)
金沢市 介護保険課	電 話：076-220-2264 FAX：076-220-2559 受付時間：9時00分～17時45分(月～金)
津幡町 福祉課 介護保険係	電 話：076-288-2416 FAX：076-288-5646 受付時間：8時30分～17時15分(月～金)
内灘町介護福祉課	電 話：076-286-6703 FAX：076-286-6704 受付時間：8時30分～17時15分(月～金)
かほく市健康福祉部 健康福祉課	電 話：076-283-7120 FAX：076-283-4116 受付時間：8時30分～17時15分(月～金)
石川県国民健康保険団体連合会	電 話：076-231-1110 FAX：076-231-1601 営業時間：9時00分～17時00分(月～金)